

横浜市立恩田小学校いじめ防止基本方針

(奈良中学校ブロック統一方針)

(平成26年3月31日策定・令和5年2月3日改定)



1. いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

【いじめ防止等の対策に関する基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

【いじめ防止対策推進法】

(学校いじめ防止基本方針 第13条より抜粋)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめを防止するための基本的な考え方】

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- (2) 児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、人間関係を構築する素地を養う。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をする。

- (4) ストレスに適切に対処できる力を育む。
- (5) 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- (6) 日常生活から全職員がいじめの未然防止を図る。また早期発見できるよう高くアンテナを張る。またいじめが確認された際は、被害児童の人権保護を最優先とし、迅速かつ適切に対処する。また加害児童に対しても迅速かつ適切な指導、措置を行う。
- (7) 児童の地域ボランティア等、様々な年代や立場の人とのふれあいを通して、「人の役に立つことの喜び」を体験した生徒は自己有用感を持ち、社会性を身につけ、他との関わりの中で、人に対して優しくできる風土を根付かせていく。結果として子どもたち自ら自然と『いじめ』のない、『いじめ』をしない環境作りを推進する。

2. 組織の設置及び役割、運営について

【組織の構成】

- (1) 校内にいじめ防止対策委員会を設置する。
- (2) いじめ防止対策委員会の構成は次のとおりとする。校長、副校長、学年主任教諭、個別支援級主任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、児童支援専任教諭、教務主任教諭とする。
- (3) 必要に応じて外部機関（警察、区役所、児童相談所、主任児童員等）やスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を求める。

【組織の役割】

- (1) いじめの相談・通報の窓口とする。
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (3) いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- (4) 学校基本方針の策定や見直し、本校の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。

【委員会の運営】

- (1) いじめ防止対策委員会を常設し週1回の実施を目標とし、最低でも月1回以上、定期的
に開催する。またいじめを認知した際は、直ちにいじめ防止対策委員会を招集し、実施する。
- (2) 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- (3) 一年間を振り返り、次年度の計画や取組の改善、見直しをする。
- (4) その他、毎月1回、学年ごとに、情報交換を行い必要に応じてケース会議を実施する。重

大事態であり緊急性を要する内容に関しては、迅速に校内に設置されたいじめ防止対策委員会に報告し、会議を行う。

3. 委員会の活動内容 ～いじめの未然防止、早期発見のための取組～

◆ 未然防止のための取り組み

- 児童の健全育成のための、児童間の友好的な人間関係、また児童自らが規律ある生活を送ることのできるような学校風土づくりを行う。日常の学校生活、授業、児童会活動、委員会活動等を充実させ自己有用感や充実感、自治の能力を養う。〔児童の主体的な取組への支援〕
- 日々の授業の中で、学力の基礎・基本の定着を図るとともに学力の向上を目指した授業づくりを行う。また授業を展開していく中で、協同学習等を通じ、児童たちのよりよい人間関係の構築を図る。〔学力の向上・教師力の向上〕
- 児童同士が日々の学びあいの中で、相手を思いやる心を育てるとともに、その過程の中で、適切な人間関係を築くことができるように支援する。〔道徳教育の充実〕
- 日頃の学校生活において、認める、ほめる、励ますなど肯定的な対応を積極的に行い、自己有用感を体験的に積み重ねていけるよう配慮する。〔人権教育の充実〕
- 地域においてのパトロール活動、声かけ、学校への情報提供、相談等の充実を図る。

〔PTAによる青少年健全育成活動〕

- 児童一人ひとり社会的スキルの成長、獲得を推進する。
- 保護者、地域との連携を深め、青少年の健全育成のために共通理解を図り、いじめの未然防止に努める。また情報モラル教育を推進するとともに、子どもたちがSNS端末を所持・利用する際には保護者によるペアレンタルコントロールの実施、強化を求める。

〔青少年健全育成のための情報モラル教育とペアレンタルコントロールの推進〕

◆ 早期発見・早期対応

- (1) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。保護者、地域との連携事業として①個人面談（年2回）②懇談会（年3回）、③奈良中学校区学校・家庭・地域連携事業等の活用④まちとともに歩む学校づくり懇話会（年2回）、地区懇談会（年1回）等を活用し、情報の共有を図る場とする。いじめ問題をはじめ学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協同して取り組む。
- (2) 児童に対して①定期的なアンケート、②個別の面談を実施（必要に応じて）、③いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談④いじめ解決一斉キャンペーンの実施（12月）及び活用、⑤インターネットを通じたいじめへの対処および学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

◆ 適切な対処・措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、情報共有、対応方針の決定、記録を行う。

被害児童を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行なう。加害児童に対しても、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状況に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談、連携して対応していく。

◆ いじめの解消について

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

◆ 職員の研修について

- (1) 年間2回程度、児童指導研修を行う。いじめや自殺に対する防止的取組と、発生時についての迅速な対応についての共通理解を図る。また必要に応じて研修会を開催する。
- (2) 児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を行う。
- (3) いじめ防止に向けた校外研修や外部機関との研修に参加することによって、いじめの防止に関する知識や能力の向上を図る。

◆ 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」等との連携、活用

青少年の健全育成を目指し保護者代表や地域住民が学校運営に参画する「まちとともに歩む学校づくり懇話会」をはじめ「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「地区懇談会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

◆ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、 いじめの定義・児童理解研修	入学式、保護者懇談会、学校説明会、学年 集会等で基本方針説明
5月	いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談 YPアセスメント実施①	
6月	生活アンケート実施① まちとともに歩む懇話会①	学・家・地連総会（基本方針説明）
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①） 地区懇談会	保護者面談 地区懇談会「いじめ防止への地域の取組」 をテーマに話し合い
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月		
10月	YPアセスメント実施② 運動会への来賓、地域招待	地域の方との交流と情報共有
11月	生活アンケート実施②	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	保護者面談
1月		
2月	まちとともに歩む懇話会②	
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時）	

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

（1）重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

（2）調査を行うための組織

その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に関わる調査を行うために、迅速にいじめ防止対策委員会を招集し、各職員と連携を図りながら、これが調査に当たる。

（3）事実関係の調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、被害生徒に対する配慮を最優先に行う。

（4）児童、保護者への報告

被害児童や保護者に対して、調査や事実確認で明らかになった事実関係を必ず報告する。その後においては、日常的に保護者との情報交換を密に行うことによって、被害児童に適切な支援、指導が出来る信頼関係を構築する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

策定した横浜市立恩田小学校いじめ防止基本方針は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。（必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる）